

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原紀彦

加入者証等の検認について

平素から私学事業団の業務につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、事業団では加入者証及び加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）について、日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則第 11 条第 3 項及び第 14 条第 2 項の規定に基づき、毎年一定の期日を定め検認を実施することとしています。
つきましては、下記のとおり実施しますので、期日までに提出くださるようお願いいたします。

記

I 検認の対象となる加入者証等

令和 5 年 9 月 8 日現在決定し、交付している加入者証等。ただし、令和 5 年 11 月 1 日までに 75 歳となる加入者及び被扶養者にかかる加入者証等は除きます。

II 検認の方法

同封の「加入者証等検認該当者一覧」の記載内容と、加入者及び被扶養者（以下「加入者等」といいます）が現在保持している加入者証等の記載事項及び学校法人等が把握している内容が合致しているかどうかを確認してください。学校法人等において加入者証等の記載事項等を確認できない場合は、同封の「加入者証等検認表（加入者用）」を加入者に配付し、内容の確認を受けてください。

III 検認結果報告等

1 検認結果報告

同封の「加入者証等検認結果報告書」に記入のうえ、事業団へ提出してください。

2 提出期限

令和 5 年 11 月 8 日（水）

<裏面へ続く>

IV その他

1. 加入者等に異動が生じ、検認表の記載内容と異なる者で申請書等が未提出の場合は、直ちに所定の申請書等により報告してください。
2. 加入者証等の検認について、私学共済事業ホームページの事務担当者コーナーに掲載していますので、併せてご参照ください。
3. 被扶養者取消該当者について「被扶養者取消申請書」を未提出の場合は速やかにご提出ください。

【被扶養者の取消事由】

1. 60歳未満の場合→恒常的収入が年額130万円（月額108,334円）以上ある。
→障害を事由とする年金を受給しており、その他の恒常的収入とあわせて年額180万円（月額15万円）以上ある。
2. 60歳以上の場合→年金を受給していないが、その他の恒常的収入が年額180万円（月額15万円）以上ある。
→年金を受給しており、その他の恒常的収入とあわせて年額180万円（月額15万円）以上ある。
3. 同居を認定条件とする者が別居したとき
4. 就職して社会保険の適用がある場合や、結婚・離婚・離縁・死亡等の事由に該当したとき
5. 加入者より優先して扶養すべき人が被用者保険の適用を受けたときや、収入が加入者を上回ったとき
6. 日本国内に住所を有さなくなったとき（国内居住要件の例外に該当する場合を除きます）

4. 対象者がすでに退職している場合も含め、検認表の提出は不要です。

5. コロナウイルス感染症への対応による収入の取り扱いについて

(1) ワクチン接種業務に従事する医療職にかかる取扱い

コロナウイルス感染症のワクチン接種の実施期間（令和3年4月1日から令和6年3月末まで）にワクチン接種業務に従事する医療職にかかる賃金は、収入に算定しません。ただし、医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）ではない場合や、医療職であっても、ワクチン接種会場や医療機関の受付事務等に従事する場合は収入として算定します。なお、ワクチン接種業務に従事したこと及びワクチン接種業務による収入額を証する書類（「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」）の事業団への提出は不要です。

(2) 上記(1)以外の被扶養者の収入確認にかかる取扱い

コロナウイルス感染症への対応等で1年間の収入が昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情により増加し、被扶養者の収入限度額を超えた場合であっても、原則被扶養者の取り消しは必要ありません。

(3) (1)、(2) に該当する場合でも健康保険の適用事業所で勤務し、被保険者となるときは被扶養者とはならないため、「被扶養者取消申請書」により取り消し手続きが必要となります。

〈照会等の問い合わせ先〉

共済事業本部 業務部 資格課 資格第一係

〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5

電話番号 03-3813-5321(代)